

地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まる場所である。

小児医療費助成制度等の地方単独事業において、医療費の自己負担分を窓口で支払わなくて済む現物給付方式を採用した場合、国民健康保険国庫負担金を減額する調整措置が行われており、この改革作業に当たっては、国と地方の協議において当該調整措置の見直しについて今後も引き続き議論していくこととされている。

一方、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、平成26年度補正予算で用意された地方創生に係る国の交付金を活用し、単独事業として小児医療費助成制度の対象年齢を引き上げるなどの制度の拡充が多くの自治体で実施されている。

よって、国におかれては、このような現状を鑑み、今後も小児医療費助成制度等、地方単独の医療費助成事業を安定的・継続的に運営していけるよう、事業に対する国庫負担金減額調整措置の検討に関しては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生の作業が進む中、地方単独事業による小児等に係る医療費助成と国民健康保険国庫負担金の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から小児等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月2日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣